

大阪府配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(改定版) 取組状況

<施策の基本的方向> 1 配偶者からの暴力を許さない社会の実現に向けた取組

推進方向	平成21年度事業実績	平成22年度事業実績	平成23年度事業概要	担当部・室(課) H23.4.1現在	計画記載頁		
(1) 配偶者からの暴力の防止に関する普及啓発	<p>○府民・医療関係者等への普及啓発</p> <p>府民が配偶者暴力防止法の趣旨や制度を知り、身近な問題として考えるきっかけとなるよう、また、配偶者からの暴力に関する相談窓口の周知につながるよう、ホームページなど府の広報媒体を活用するとともに、民間企業やNPOの協力を求めながら普及啓発を実施する。</p> <p>若年層を中心に問題となっている交際相手からの暴力の防止については、内容や手法を工夫して周知を行う。</p> <p>医療関係者や福祉関係者に対して、配偶者暴力防止法に基づく通報や支援センターの機能等を周知し、被害者の早期発見や支援に結びつける。</p>	<p>■「女性に対する暴力をなくす」運動期間等の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・男女共同参画週間や「女性に対する暴力をなくす」運動期間に、ドーンセンターでパネル展示、関連図書展示、ビデオ上映会を実施した。</li> </ul> <p>■各相談窓口の周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口を掲載したリーフレットを配布した。</li> <li>・掲載窓口</li> </ul> <p>⇒DVに関する相談窓口：DVセンター7か所</p> <p>その他女性に対する暴力についての相談窓口： 労働相談(職場のセクハラ)、すこやか教育相談(学校でのセクハラ)、警察での各種相談(性犯罪被害相談、ストーカー被害相談)、こころの電話相談、その他(大阪法務局：人権ホットライン、大阪弁護士会：女性に対する暴力電話相談)等</p> <p>■民間事業所との連携による周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ザ・ボディショップ大阪府内各店舗(16カ所)におけるリーフレットの配布</li> <li>・国際ソロプチミスト9クラブの協力により作成したリーフレットの配布(10,000部)</li> </ul> <p>■府の広報媒体を活用した啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに女性に対する暴力をなくす運動期間の取組や府・市町村の相談窓口情報を掲載した。</li> <li>・府政だよりにより若者を対象としたDV予防啓発、相談窓口情報を掲載した。</li> </ul>	<p>■「女性に対する暴力をなくす」運動期間等の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・梅田スカイビル空中庭園展望台にパープルリボンオブジェを設置、通天閣をパープルにライトアップ</li> </ul> <p>■各相談窓口の周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>(掲載窓口に、SACHICO：性暴力救援センター大阪を追加)</li> </ul> <p>■「人権フェスティバル」in大阪での啓発(単年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・展示ブースでのパネル展示</li> </ul> <p>■民間事業所との連携による周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ザ・ボディショップ大阪府内各店舗(17カ所)における内閣府相談ナビカードの配布</li> <li>・映画「レオニー」とタイアップしたポスターの配布</li> </ul> <p>■府の広報媒体を活用した啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページに女性に対する暴力をなくす運動期間の取組や府・市町村の相談窓口情報、デートDVリーフレットを掲載した。</li> </ul>	<p>■「女性に対する暴力をなくす」運動期間等の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・同左</li> </ul> <p>■各相談窓口の周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul> <p>■「デートDV」予防啓発出前講座の実施、予防啓発DVDの作成配付(単年度)</p> <p>■「男性相談事業」の市町村対応マニュアル・相談員育成プログラムを作成(単年度)</p> <p>■「DV被害者支援専門家」ネットワークの構築、医療機関向けマニュアルの作成(単年度)</p> <p>■民間事業所との連携による周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・角川映画、ザ・ボディショップ、万博記念協会とタイアップした啓発など</li> <li>・SACHICO(性暴力救援センター大阪)の周知</li> </ul> <p>■府の広報媒体を活用した啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ、府政だよりなどで女性に対する暴力をなくす運動期間の取組や府・市町村の相談窓口情報、若者を対象としたDV予防啓発、相談窓口情報を掲載予定</li> </ul>	府民文化部	男女参画・府民協働課	4
		<p>■「デートDV」予防啓発リーフレットの配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交際相手からの暴力についての啓発リーフレット「知っていますか？デートDV」を作成・配布した。(10,000部)</li> <li>・配布先⇒府立高校、私立高校、専修学校、府内大学等(男女課)</li> </ul> <p>・「デートDV」予防啓発リーフレットを全府立高等学校及び、中学校、各市町村教育委員会に配布し、学校の状況に合わせた活用を呼びかけた。(高等学校課・児童生徒支援課)</p>	<p>■「デートDV」予防啓発リーフレット等の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交際相手からの暴力についての啓発リーフレット「知っていますか？デートDV」を作成・配布した。(50,000部)</li> <li>・配布先⇒府立高校、私立高校、専修学校、府内大学等(男女課)</li> </ul> <p>・「デートDV」予防啓発リーフレットを府内公立中学校(291部)、市立の高等学校(2部)及び各市町村教育委員会(41部)に配布し、学校の状況に合わせた活用を呼びかけた。(児童生徒支援課)</p> <p>・新たに作成した人権教育教材、資料にDVに関する中学生用の教材を掲載し、各市町村教育委員会及び府内小・中学校、支援学校小中学部に配布し、学校の状況にあわせた活用を呼びかけた。(児童生徒支援課)</p> <p>・男女共同参画局作成の若年層を対象とした交際相手からの暴力の予防啓発教材『人と人とのよりよい関係をつくるために 交際相手とのすてきな関係をつくっていくには』を全府立高等学校に配付し、活用を呼びかけた。(高等学校課)</p>	<p>■「デートDV」予防啓発リーフレットの配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交際相手からの暴力についての啓発リーフレット「知っていますか？デートDV」の配布(男女課)</li> </ul> <p>・男女参画・府民協働課作成の「デートDV」予防啓発リーフレットを全府立高等学校1年生対象に配付し、活用を呼びかけた。(高等学校課)</p> <p>■「デートDV」研修プログラム(単年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教員のための研修プログラム「学校現場とデートDV～暴力の連鎖を防ぐために」を財団法人大阪府男女共同参画推進財団に委託し開催(男女課)</li> </ul> <p>・財団法人大阪府男女共同参画推進財団企画の学校教員のための研修プログラム「学校現場とデートDV～暴力の連鎖を防ぐために」を各市町村教育委員会男女平等教育担当指導主事連絡会において周知するとともに、府内公立学校に3部、教育委員会に1部送付し、啓発を行った。(児童生徒支援課)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修で活用を働きかけている。(児童生徒支援課)</li> </ul>	府民文化部 教育委員会	男女参画・府民協働課 高等学校課 児童生徒支援課	
	<p>○暴力を予防・防止するための啓発や教育</p> <p>子どもの人権尊重やエンパワメントを図る教育・学習の充実を通して、暴力によらずに問題を解決する方法を身につけることができるよう、府教育委員会が作成した「子どもエンパワメント支援指導事例集」の活用を市町村教育委員会に働きかけていく。</p>	<p>■子どもエンパワメント支援指導事例集の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」において、「子どもエンパワメント支援指導事例集」を活用するよう、府立学校に指示するとともに、市町村教育委員会に指導助言を行った。(高等学校課・児童生徒支援課)</li> </ul>	<p>■子どもエンパワメント支援指導事例集の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左 (高等学校課・児童生徒支援課)</li> </ul>	<p>■子どもエンパワメント支援指導事例集の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左 (高等学校課・児童生徒支援課)</li> </ul>	教育委員会	高等学校課 児童生徒支援課	5
<p>○人権啓発の推進</p> <p>人権啓発のための冊子の作成などを通じて、府民に対し、配偶者に対する暴力の防止に関する啓発を行い、人権尊重の意識を高める。</p>	<p>■人権啓発冊子「ゆまにてなにわ」の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権啓発冊子「ゆまにてなにわ」において、ドメスティック・バイオレンス(DV)の概要やDVをめぐる国や大阪府の取組等を掲載した。</li> <li>・作成部数⇒40,000部</li> <li>・配布先⇒市町村、学校及び人権関係団体等</li> </ul> <p>■外国人向け相談窓口一覧の作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府内に開設されている人権に関する相談窓口及び外国人女性のためのDV・生活等相談窓口一覧を8言語で作成し、各市町村や関係団体等に配布した。</li> </ul>	<p>■人権啓発冊子「ゆまにてなにわ」の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・作成部数⇒50,000部</li> <li>・配布先⇒ 同左</li> </ul> <p>■外国人向け人権に関する相談窓口一覧の作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府内に開設されている人権に関する相談窓口一覧を8言語で作成し、各市町村等に配布した。</li> </ul>	<p>■人権啓発冊子「ゆまにてなにわ」の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> <li>・作成部数⇒23,000部</li> <li>・配布先⇒ 同左</li> </ul> <p>■外国人向け人権に関する相談窓口一覧の作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・同左</li> </ul>	府民文化部	人権室	5	

<施策の基本的方向> 2 安心して相談できる体制の充実

推進方向	平成21年度事業実績	平成22年度事業実績	平成23年度事業概要	担当部・室(課) H23.4.1現在	計画 記載頁		
(1) 府支援センターと市町村の相談体制	<b>○女性相談センターの相談体制の強化</b> 府は、配偶者からの暴力に関する相談の増加、内容の複雑化や深刻化を踏まえ、女性相談センターにおける相談・保護・自立支援機能の強化を図る。このため、相談から自立支援までの一貫した支援を行うケースワーカー担当制を実施する。 また、女性相談センターを利便性の高いドーンセンターに移転し、相談業務の充実を図るなど、女性相談センターの体制を強化する。	<b>■配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業</b> ・女性相談センター・府子ども家庭センター(6か所)に配偶者暴力相談支援センター機能をもたせ、それぞれの施設の機能を活かし相談に応じた。 ・相談件数⇒H21:3,929件(内閣府報告件数)  <b>■女性相談センターの体制強化</b> ・相談から自立支援までの一貫した支援を行うケースワーカー担当制を実施し、女性相談センターにおける相談・保護・自立支援機能の強化を図った。 ・平成21年10月に、女性相談センターを利便性の高いドーンセンターに移転し、相談業務の充実を図り、女性相談センターの体制を強化した。	<b>■配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業</b> ・同左 ・相談件数⇒H22:4,392件(内閣府報告件数)  <b>■女性相談センターの体制強化</b> ・相談から自立支援までの一貫した支援を行うケースワーカーの地域担当制を実施し、女性相談センターにおける相談・保護・自立支援機能の強化を図った。	<b>■配偶者暴力相談支援センターにおける相談事業</b> ・同左  <b>■女性相談センターの体制強化</b> ・相談から自立支援までの一貫した支援を行うケースワーカーの地域担当制を継続し、女性相談センターにおける相談・保護・自立支援機能を強化する。 ・住民に光をそそぐ交付金活用事業として、相談員及びケースワーカーの相談力向上研修を実施する。(単年度)	福祉部	家庭支援課 女性相談センター	6
	<b>○市町村における相談機能の充実に向けた支援</b> 府では、女性相談センターを中核にしなが、市町村において、配偶者からの暴力の防止に係る相談窓口の設置や支援センター機能が確保されるよう、技術的な助言や情報提供を行い、市町村における体制整備を促す。	<b>■DVセンターと市町村との連携</b> ・市町村で対応困難な相談事案について、DVセンターが助言を行なうなど、市町村の相談窓口と連携しDV被害者の支援を実施した。 ・府内市町村が開催するDV対策会議等へDVセンター担当者が参加し、連携を図った。  <b>■DV相談担当者ブロック別連絡会の開催</b> ・市町村DV相談窓口担当者とブロックごとに連絡会を開催し、被害者支援のための連携を図った。 ⇒H21:各ブロックごとに1回開催(6ブロック)	<b>■DVセンターと市町村との連携</b> ・同左 ・同左  <b>■DV相談担当者ブロック別連絡会の開催</b> ・男女共同参画・NPO課と共催で、市町村DV相談窓口担当者とブロックごとに「市町村配偶者からの暴力対策所管課ブロック会議及びDV担当者ブロック別連絡会」を開催し、被害者支援のための連携を図った。 ⇒H22:各ブロックごとに1回開催(6ブロック)	<b>■DVセンターと市町村の連携</b> ・同左 ・同左  <b>■DV相談担当者ブロック別連絡会の開催</b> ・住民に光をそそぐ交付金活用事業として、DV被害者の地域支援者養成事業として、DV担当者ブロック別連絡会に外部講師を招へいし、研修を実施する。(単年度)	福祉部	家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	6
	<b>○市町村相談担当者の資質向上</b> 市町村が被害者支援の窓口として機能を発揮し得るよう、市町村相談担当者向け研修を実施するとともに、市町村の相談担当者向けマニュアルの改定を行う。	<b>■女性に対する暴力対策人材養成講座の開催</b> ・市町村のDV相談担当者等被害者支援従事者を対象とした研修を実施した。 ⇒H21:基礎編(1日) 受講者62人 専門編(3日間) 受講者57人(のべ120人)  <b>■DV相談対応マニュアルの作成等</b> ・市町村の相談担当者向けマニュアルを作成、配付した。(500部)  <b>■市町村担当者向け研修等の実施</b> ・市町村相談担当者向け研修を実施した。 ・市町村相談担当者に相談対応関係資料を作成・配布した。	<b>■女性に対する暴力対策人材養成講座の開催</b> ・同左 ⇒H22:基礎編(2日間) 受講者57人(のべ87人) 専門編(2日間) 受講者56人(のべ75人)	<b>■女性に対する暴力対策人材養成講座の開催</b> ・同左 ⇒H23:前期(2日間) 受講者88人(のべ179人) 後期(ブロックごと6日間)	府民文化部	男女参画・府民協働課	6
	<b>■市町村担当者向け研修等の実施</b> ・市町村の相談担当者向けマニュアルを作成、配付した。(500部)  <b>■市町村担当者向け研修等の実施</b> ・21年度に作成したDV相談対応マニュアルを使用し、市町村の相談担当者向け研修を実施した。	<b>■市町村担当者向け研修等の実施</b> ・21年度に作成したDV相談対応マニュアルを使用し、市町村の相談担当者向け研修を実施した。	<b>■市町村担当者の資質向上</b> ・市町村のDV相談担当者等被害者支援従事者を対象とした基礎研修を男女参画・府民協働課と共催で実施する。 ・21年度に作成したDV相談対応マニュアルの改訂版を作成し配布する。	福祉部	家庭支援課 女性相談センター		
(2) 関係機関における推進体制の構築	<b>○警察における相談対応</b> 相談にあたっては、被害者の負担を軽減し、かつ二次的被害が生じることのないよう、女性警察職員による相談対応、被害者が加害者と遭遇しないような相談の実施等、被害者が相談しやすいような環境の整備に努める。 また、府内各署において、署員に対して配偶者からの暴力に関する基本的事項や対応についての研修を実施する。	<b>■警察本部における研修の実施</b> ・配偶者暴力の特性を認識し、被害者の意思を踏まえた上で適切な措置が講じられるよう、警察署への巡回指導、執務資料の発出等を行い、適切な対応の推進を図った。	<b>■警察本部における研修の実施</b> ・同左	<b>■警察本部における研修の実施</b> ・配偶者暴力の特性を認識し、被害者の意思を踏まえた上で適切な措置が講じられるよう、警察署への巡回指導、執務資料の発出等を行うとともに、警察署の担当者を本部に招致し、事案事例検討会を開催する等、実務能力の向上を図り、適切な対応を推進する。	警察本部	府民安全対策課	7
	<b>○児童相談の充実</b> 府支援センターは、子どもの状況によっては、児童虐待防止法の観点からの対応が必要となることから考えられるため、児童相談所と緊密な連携を図りながら、必要に応じて医学的又は心理学的な援助を行うなど、子どもが安全で安心して生活ができるよう継続的な支援を行う。	<b>■児童相談の充実</b> ・DV被害者が児童を同伴している場合、DV被害者とともに同伴している児童も虐待を受けている場合や、同伴しているDV被害者から虐待を受けている場合があり、子ども家庭センターの虐待担当者に通告するなど、緊密な連携を図りながら、子どもが安全で安心して生活することができるよう支援を行った。また、DV被害者だけでなく、同伴児の心理面接も行った。 ・同伴児心理面接 ⇒ H21:39件(委託先心理士実施分含む)	<b>■児童相談の充実</b> ・同左 ・同伴児心理面接 ⇒ H22:81件(委託先心理士実施分含む)	<b>■児童相談の充実</b> ・同左	福祉部	家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	7
	<b>○相談機関との連携</b> 府支援センターは、相談内容に応じて、専門の相談機関等がある場合は、当該機関を紹介するほか、相談カウンセリングを実施するドーンセンターや市町村の女性センター、福祉事務所等で実施する相談事業とも連携を図りながら円滑な支援につなげる。	<b>■相談機関との連携</b> ・相談内容に応じ、市町村等と連携し、ケースカンファレンスを行うなど、適切で円滑な支援を図った。 また、専門の相談機関がある場合は、当該機関を紹介した。	<b>■相談機関との連携</b> ・同左	<b>■相談機関との連携</b> ・同左	福祉部	家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	7
	<b>○障がい者、高齢者への配慮</b> 女性相談センター、府支援センターなどの相談窓口においては、障がい者、高齢者であることにより、支援を受けにくいということにならないよう、関係機関の連携のもと、情報提供、相談の対応等の面において被害者の立場に立った適切な対応を行う。	<b>■障がい者、高齢者への対応</b> ・相談のあった障がい者、高齢者については、福祉事務所等と連携を取り、相談者の自己決定を尊重し、置かれた状況に応じた適切な対応、情報提供を行った。	<b>■障がい者、高齢者への対応</b> ・同左	<b>■障がい者、高齢者への対応</b> ・同左	福祉部	家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター	7
	<b>○外国人への配慮</b> 女性相談センターでは、日本語による意思疎通が困難な外国人に対して、母国語による相談ができるよう、必要に応じて通訳者を確保して対応する。	<b>■外国人女性に対する相談体制の整備</b> ・日本語による意思疎通が困難な外国人に、母国語による相談ができるよう、民間団体の協力を得て通訳者を確保した。 ・「大阪府外国人相談コーナー」と連携を図り、「トリオホン」を活用した相談対応を行った。 ・日本語が十分に話せない被害者からの相談件数 ⇒ H21:44件(内閣府報告件数)	<b>■外国人女性に対する相談体制の整備</b> ・民間団体の協力を得て、被害者支援の実績と専門知識のある通訳者を確保して対応した。 ・同左 ・日本語が十分に話せない被害者からの相談件数 ⇒ H22:39件(内閣府報告件数)	<b>■外国人女性に対する相談体制の整備</b> ・同左 ・同左 ・外国人被害者の支援について、講師として被害者支援の実績のある通訳者を招き研修を開催する。	福祉部	家庭支援課 女性相談センター	7

<施策の基本的方向> 3 緊急かつ安全な保護の実施

推進方向	平成21年度事業実績	平成22年度事業実績	平成23年度事業概要	担当部・室(課) H23.4.1現在	計画 記載 頁		
(一) 一時保護に係る支援体制	<b>○女性相談センターにおける対応</b> 女性相談センターでは、夜間等の緊急な一時保護について、警察等の関係機関とも連携して24時間365日の対応を行っているが、安全な生活を確保するため、これまで以上に、一時保護所のセキュリティを高め、利用者の安全性の向上を図る。 また、女性相談センターでは、相談・保護・自立支援までを一貫して対応する被害者支援のワンストップ化をめざし、自立に向けた支援が充実する体制整備を行う。	<b>■女性相談センターの体制強化【再掲】</b> <b>■一時保護事業の実施</b> ・夫の暴力などで保護を必要とする女性のために一時保護事業を行った。 ・一時保護件数 ⇒ H21:423件 ・緊急一時保護については、年中24時間対応した。 ・心理面接実施件数 ⇒ H21:282件(委託先心理士実施分含む) <b>■配偶者からの暴力の被害者の一時保護委託事業の実施</b> ・配偶者暴力防止法第3条に基づく被害者の一時保護を社会福祉施設や民間シェルターに委託し実施した。 ・一時保護委託件数 ⇒ H21:307件	<b>■女性相談センターの体制強化【再掲】</b> <b>■一時保護事業の実施</b> ・同左 ・一時保護件数 ⇒ H22:495件 ・緊急一時保護については、年中24時間対応した。 ・心理面接実施件数 ⇒ H22:315件(委託先心理士実施分含む) <b>■配偶者からの暴力の被害者の一時保護委託事業の実施</b> ・同左 ・一時保護者の増加や、安全な場所での保護のため新たに契約施設を増やした。 ・一時保護委託件数 ⇒ H22:377件	<b>■女性相談センターの体制強化【再掲】</b> <b>■一時保護事業の実施</b> ・同左 ・緊急時の一時保護については24時間対応する。 ・DV被害者及び同伴児に心理面接を行う。 <b>■配偶者からの暴力の被害者の一時保護委託事業の実施</b> ・同左	福祉部	家庭支援課 女性相談センター	8
	<b>○警察における対応</b> 警察においては、今後も、通報やパトロール中での発見等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法、警察官職務執行法、その他の法令の定めるところにより、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者の保護を行うなど必要な措置を行う。	<b>■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の適切な運用</b> ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、被害者の意思を踏まえて適切な対応に努めた。 ・警察における相談等受理件数 ⇒ H21:2,300件(暦年)	<b>■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の適切な運用</b> ・同左 ・警察における相談等受理件数 ⇒ H22:4,026件(暦年)	<b>■「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の適切な運用</b> ・同左	警察本部	府民安全対策課	8
	<b>○同伴する子どもへの対応</b> 女性相談センターでは、同伴する子どもの一時保護の受入れに当たっては、今後も、適切な支援が実施されるよう児童相談所と密接な連携を図る。	<b>■配偶者暴力相談支援センター設置事業</b> ・女性相談センター、府子ども家庭センター(6か所)の施設において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たし、被害者、同伴児等の保護等を行った。 ・また、女性相談センターでは保育士、心理士を配置し、子ども家庭センターと連携するなど、被害者の同伴児へのケアを行った。 ・相談件数 ⇒ H21:3929件(内閣府報告件数) ・同伴児心理面接 ⇒ H21:39件(委託先心理士実施分含む)	<b>■配偶者暴力相談支援センター設置事業</b> ・同左 ・女性相談センターでは保育士、心理士を配置し、被害者の同伴児へのケアを行った。 ・また、虐待や、暴力の影響等によるケアの必要な児童に関して、子ども家庭センターと連携して支援した。 ・相談件数 ⇒ H22:4,392件(内閣府報告件数) ・同伴児心理面接実施件数 ⇒ H22:81件(委託先心理士実施分含む)	<b>■配偶者暴力相談支援センター設置事業</b> ・同左 ・同左 ・同左	福祉部	女性相談センター 子ども家庭センター	8
	<b>○一時保護後の対応</b> 一時保護後に地域での生活を始めた被害者については、その状況を踏まえ、府支援センターが引き続き相談に応じるか、又は、身近にあって相談が可能な他の機関に引き継ぐことなどにより、被害者の支援が途切れることのないように配慮する。	<b>■一時保護後の支援</b> ・地域での生活を始めたDV被害者について、府の支援センターが引続き被害者の自立支援の相談に応じるとともに、必要に応じて居住する市町村と連携・協力し支援を行った。	<b>■一時保護後の支援</b> ・同左	<b>■一時保護後の支援</b> ・同左	福祉部	家庭支援課 女性相談センター	8
	<b>○男性被害者への対応</b> 府支援センターでは、男性被害者からの相談に応じるとともに、一時保護が必要な場合は、男性の被害者に適した施設において適切な対応を図る。	<b>■一時保護事業の実施(男性被害者への対応)</b> ・緊急の保護又は自立のための援助が必要な被害者(男性被害者・同伴児者含む)を一定期間(2週間程度)保護し、安全な生活を確保するとともに、問題解決へ向けて生活支援や相談・助言、情報提供等の援助を実施した。 ・男性の保護件数 ⇒ H21:2件	<b>■一時保護事業の実施(男性被害者への対応)</b> ・同左 ・男性の保護件数 ⇒ H22:1件	<b>■一時保護事業の実施(男性被害者への対応)</b> ・同左	福祉部	家庭支援課 女性相談センター	8
	<b>○配慮を要する者の一時保護</b> 女性相談センターでは、今後も、障がい者、高齢者等、配慮を必要とする被害者にも対応できるよう、あらかじめ多様な一時保護委託先を確保しておく。 また、一時保護された外国人の被害者に適切な情報が提供されるよう、女性相談センターは、必要に応じて通訳者を確保して対応するとともに、一時保護所で生活が円滑に送れるよう7ヶ国語(英語、韓国語・朝鮮語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、タイ語)で作成した資料の活用を図る。	<b>■障がい者・高齢者支援</b> ・障がい者や高齢者の支援が可能な一時保護先を確保し一時保護を実施した。 <b>■外国人の一時保護</b> ・利用者に対して、一時保護所の生活がスムーズに送れるよう、7か国語による「生活のおしり」を配布した。 ・外国人の一時保護件数 ⇒ H21:34件(内DV28件)	<b>■障がい者・高齢者支援</b> ・障がい者や高齢者の支援については市町村担当課と連携し、対応可能な一時保護先を検討するとともに、一時保護を実施した。 <b>■外国人の一時保護</b> ・同左 ・外国人の一時保護件数 ⇒ H22:35件(内DV32件)	<b>■障がい者・高齢者支援</b> ・同左 <b>■外国人の一時保護</b> ・同左 ・通訳者を確保し、一時保護利用外国人の面接を必要に応じ通訳同席で行い、適切な情報提供を行う。	福祉部	家庭支援課 女性相談センター	8
	<b>○広域連携</b> 加害者等の追及から逃れるため、府域を越えて一時保護がなされる場合の被害者支援に関する広域的な対応は、全国知事会により「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携の申合せ」(平成19年7月)が行われている。 この申合せに基づき、今後も、婦人相談所の連携、情報の共有、一時保護所等への移送、被害者への支援、一時保護の費用負担に関し、適切に実施する。	<b>■一時保護等に関する都道府県域を超えた広域的対応のための連携</b> ・全国知事会でとりまとめられた「配偶者からの暴力の被害者の一時保護に係る広域連携の申合せ」に基づき、適切な被害者保護を実施した。 ・件数⇒ H21:1件(他都道府県からの依頼)	<b>■一時保護等に関する都道府県域を超えた広域的対応のための連携</b> ・同左 ・件数⇒ H22:2件(他都道府県からの依頼)	<b>■一時保護等に関する都道府県域を超えた広域的対応のための連携</b> ・被害者の安全な生活のため、必要に応じ都道府県域を超え、広域的連携を図る。	福祉部	家庭支援課 女性相談センター	9
	<b>○保護命令に対する適切な対応</b> 府支援センターは、今後も、保護命令制度の利用について、被害者に対する情報の提供、助言を行うとともに、保護命令が発せられた場合は、警察と連携するとともに、必要に応じ支援にかかわる関係機関や民間団体との連絡調整を行う。	<b>■保護命令制度の利用</b> ・DV被害者が保護命令の申し立てを希望した場合、府支援センターにおいて、裁判所への書類の作成・提出の支援を行い、被害者の安全の確保を図った。 ・保護命令が発せられた場合は、警察と連携し保護命令に反する行為が行われないよう、被害者の支援を行った。 ・裁判所から書面提出を求められた件数 ⇒ H21:138件(内閣府報告件数) <b>■警察の保護命令への対応</b> ・裁判所から保護命令の通知を受けた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、緊急時の通報要領や防犯上の注意事項について助言・指導を行うとともに、加害者への指導警告を行った。 ・保護命令違反検挙件数 ⇒ H21:7件(暦年)	<b>■保護命令制度の利用</b> ・同左 ・同左 ・大阪地方裁判所・大阪府警本部・府支援センターの三機関で「DVIに関する関係三機関事務打ち合わせ会」に出席し、よりスムーズな被害者支援を図った。 ・裁判所から書面提出を求められた件数 ⇒ H22:168件(内閣府報告件数) <b>■警察の保護命令への対応</b> ・同左 ・保護命令違反検挙件数 ⇒ H22:9件(暦年)	<b>■保護命令制度の利用</b> ・同左 ・同左 ・大阪地方裁判所、大阪府警本部、府DVセンターの三機関で「DVIに関する関係三機関事務打ち合わせ会」に出席し、連携を図る。 <b>■警察の保護命令への対応</b> ・同左	福祉部	女性相談センター 子ども家庭センター	9
					警察本部	府民安全対策課	

＜施策の基本的方向＞ 4 自立への支援の充実

推進方向	平成21年度事業実績	平成22年度事業実績	平成23年度事業概要	担当部・室(課) H23.4.1現在	計画 記載 頁
<p><b>○生活の支援</b> 府支援センター等関係機関は、被害者に対し、生活保護制度の適用や、子どもと共に生活する被害者については、事案に応じて、母子生活支援施設における保護の実施、児童扶養手当等の支給、母子寡婦福祉資金貸付金の貸付け、児童手当の支給等について、福祉事務所への相談を勧めるなど、生活支援のための諸施策、窓口や手続きなどについて情報提供等を行う。</p>	<p>■支援情報の提供 ・被害者に対して福祉制度に関する情報提供を行い、必要な制度利用の支援を行った。 ■DVセンターと市町村との連携 ・今後の生活の方向性を具体化し、また就労先や転居先(施設入所含む)を探ること、あるいは医療を受けることなど、福祉事務所と連携して被害者の自立に向けての支援を行った。 ■相談の証明書発行 ・DV被害者に対する支援策を受けるため、DV相談や一時保護を受けた旨の証明書の発行を行った。 ・証明書発行 ⇒ 318件</p>	<p>■生活の支援 ・必要に応じて福祉事務所等による自立支援に関する情報提供を行った。また本人の了解のもと、市町村支援担当者との連携を取り、スムーズな自立支援を進めた。 ■相談の証明書の発行 ・同左 ・証明書発行 ⇒ 534件</p>	<p>■生活の支援 ・同左 ■相談証明書の発行 ・同左</p>	<p>福祉部 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター</p>	<p>10</p>
<p><b>○就業の支援</b> 府支援センター等関係機関は、被害者の状況に応じて公共職業安定所における職業紹介、職業技術専門校の職業訓練などの就業支援等に関する情報提供や助言を行い、必要に応じて当該関係機関と連絡調整を行う。府や大阪市、堺市が設置する母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても促す。</p>	<p>■公共職業安定所や就労訓練機会の情報提供等 ・被害者の自立支援のため、ハローワーク利用のための情報提供や同行支援を行った。 ・職業技術支援専門校が実施する職業訓練や母子家庭等就業・自立支援センターが行う就業支援講習会等の情報を提供を行った。 ■母子家庭に対する各種支援の実施 ・高等職業技術専門校での職業訓練の実施</p>	<p>■就業の支援 ・必要に応じ、情報提供、証明書を発行した。 ■母子家庭に対する各種支援の実施 高等職業技術専門校での職業訓練の実施 ・夕陽丘高等職業技術専門校(4月・10月入校。6カ月訓練) ・経理ビジネス科(各30名) ・経理・会計実務科(各30名)</p>	<p>■就業の支援 ・必要に応じ、情報提供、証明書発行を行う。 ■母子家庭に対する各種支援の実施 高等職業技術専門校での職業訓練の実施 ・夕陽丘高等職業技術専門校(4月・10月入校。6カ月訓練) ・経理ビジネス科(各30名) ・会計実務科(各30名) ・民間教育機関での職業訓練の実施 ・託児施設の設定に加え、精神的ダメージやDV被害者等に対する精神的ケア等も行う職業訓練を母子家庭の母等を対象に実施</p>	<p>福祉部 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター 商工労働部 雇用推進室 人材育成課</p>	<p>10</p>
<p><b>○住宅の確保</b> 被害者の自立を支援するため、府支援センター等関係機関において、公営住宅への入居についての情報提供を行う。府営住宅に配偶者からの暴力の被害者が一時使用するための住戸を確保し、併せて生活用品の貸与を実施する。 市町が管理する公営・改良住宅についても、配偶者暴力防止法等の趣旨を踏まえ、地域の住宅実情やストック等に即して、配偶者からの暴力の被害者に対する適切な対応がなされるよう、市町に対し研修会等の場を通じて指導・助言する。</p>	<p>■DV被害者自立支援(ステップハウス)事業 ・府営住宅における一時使用(2戸、原則6か月間) ・生活用品の貸与 ・対応 ⇒ H21:1件 ■住宅の確保 ・入居の際、必要となる証明書を発行して支援した。 ・「女性に対する暴力対策人材養成講座」において府営住宅への入居について説明を行った。 ・市町が管理する公営・改良住宅について、法令等の趣旨を踏まえ、地域の住宅実情やストック等に即して、被害者に対する適切な配慮がなされるよう、研修会等の場を通じて助言・指導を行った。</p>	<p>■DV被害者自立支援(ステップハウス)事業 ・府営住宅における一時使用(2戸、原則6か月間) ・生活用品の貸与 ・実績 ⇒ H22:1件 ■住宅の確保 ・同左 ・同左 ・市町が管理する公営・改良住宅について、法令等の趣旨を踏まえ、地域の住宅実情やストック等に即して、被害者に対する適切な配慮がなされるよう助言・指導を行った。</p>	<p>■DV被害者自立支援(ステップハウス)事業 ・同左 ■住宅の確保 ・同左 ・同左 ・市町が管理する公営・改良住宅について、法令等の趣旨を踏まえ、地域の住宅実情やストック等に即して、被害者に対する適切な配慮がなされるよう、研修会等の場を通じて助言・指導を行う。</p>	<p>福祉部 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター 住宅まちづくり部 居住企画課</p>	<p>10</p>
<p><b>○医療保険</b> 府支援センター等関係機関は、被害者から医療保険にかかわる相談があった場合、必要に応じて情報提供等を行う。 府支援センターは、被害者が円滑に保険サービスを受けることができるよう、配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書を発行する。</p>	<p>■相談の証明書発行等 ・制度について情報提供を行い、必要に応じて証明書を発行して支援を行った。</p>	<p>■相談の証明書発行等 ・必要な情報提供し、「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」の発行を行った。</p>	<p>■相談の証明書発行等 ・同左</p>	<p>福祉部 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター</p>	<p>10</p>
<p><b>○国民年金</b> 府支援センター等関係機関は、国民年金等に関する相談があった場合、情報提供等を行い適切な窓口を紹介する。</p>	<p>■相談の証明書発行等 ・制度について情報提供を行い、必要に応じて証明書を発行して支援を行った。</p>	<p>■相談の証明書発行等 ・必要な情報提供をし、加害者に住所を知られないよう秘密の保持のため証明書の発行をした。</p>	<p>■相談の証明書発行等 ・同左</p>	<p>福祉部 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター</p>	<p>11</p>
<p><b>○子どもの就学・保育等</b> 府支援センター等関係機関は、市町村の教育委員会や学校、福祉部局と連携し、被害者に対し、同居する子どもの就学や保育について必要な情報提供等を行う。 また、府は、市町村の教育委員会、学校、保育所等において、被害者の子どもの転出先や居住地等の情報の適切な管理を呼びかける。</p>	<p>■子どもの就学・保育にかかる支援 ・制度について情報提供を行った。</p>	<p>■子どもの就学・保育にかかる支援 ・必要な情報提供をし、平成21年7月13日付け文部科学省通知に基づき教育委員会・学校・市町村とも連携し、支援した。</p>	<p>■子どもの就学・保育にかかる支援 ・同左</p>	<p>福祉部 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター</p>	<p>11</p>
<p><b>○被害者に対する医学的・心理学的な援助等</b> 府支援センターは、被害者の心身の健康を回復させるため、医学的・心理学的な援助を行う。</p>	<p>■被害者に対する医学的・心理学的な援助等 ・一時保護中のDV被害者に、囑託面接相談を実施。 ・一時保護中のDV被害者に、心理面接を実施(一時保護委託先にも心理士が出向き実施) ・心理面接実施件数 ⇒ H21:282件(委託先心理士実施分含む) ・心理士によるサポートグループの実施</p>	<p>■被害者に対する医学的・心理学的な援助等 ・同左 ・同左 ・心理面接実施件数 ⇒ H22:315件(委託先心理士実施分含む) ・同左</p>	<p>■被害者に対する医学的・心理学的な援助等 ・同左 ・同左 ・同左</p>	<p>福祉部 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター</p>	<p>11</p>
<p><b>○被害者等に係る情報の保護</b> 被害者の自立支援において、被害者及びその関係者の安全確保を図るため、被害者の住所、被害者の支援を行う施設や団体の所在地等、被害者等に係る情報の管理に細心の注意が必要であることから、被害者の支援に係わる関係機関等に対し、被害者等に係る情報管理の徹底を呼びかける。</p>	<p>■被害者等に係る情報の保護 ・被害者に対する問い合わせ等に対して、取扱の有無を含め一切回答しないという対応を行うよう関係機関に周知し、被害者情報の保護に努めた。 ・被害者が生活する施設等については、所在地、電話番号等を出来る限り秘匿することにより、DV加害者の追及が及ばないよう対応するとともに、入所者の安全を図った。</p>	<p>■被害者等に係る情報の保護 ・被害者に対する問い合わせ等に対して、取扱の有無を含め一切回答しないという対応を行うよう関係機関に周知するとともに、被害者情報の保護に努めた。</p>	<p>■被害者にかかる情報の保護 ・同左</p>	<p>福祉部 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター</p>	<p>11</p>
<p><b>○住民基本台帳の閲覧等の制限</b> 被害者の安全確保の観点から、住所等の情報管理が必要であり、住民基本台帳の一部の写しの閲覧や住民票の写しの交付等(以下「閲覧等」という。)の制限措置を執ることができる。閲覧等の制限は、被害者の申出をもとに行われるため、府支援センター等関係機関は、被害者に対し、住民基本台帳の閲覧等の制限のための申出の手続きや閲覧等の制限内容に関して情報提供を行う。 また、府は、住民基本台帳からの情報に基づいて事務の処理を行う選挙管理委員会、国民健康保険、国民年金、介護保険、税務、児童手当等の市町村の部局に対して、情報の管理の徹底を呼びかける。</p>	<p>■住民基本台帳の閲覧等の制限への支援 ・必要に応じ情報提供し、被害者が提出する「住民基本台帳事務における支援措置申出書」に要支援者である旨の意見を付した。 ■市町村に対する助言 DV被害者の保護のための措置に関する市町村からの問合せについて、住民基本台帳法の観点から適宜、助言を行った。</p>	<p>■住民基本台帳の閲覧等の制限への支援 ・同左 ■市町村に対する助言 ・同左</p>	<p>■住民基本台帳の閲覧等の制限への支援 ・同左 ■市町村に対する助言 ・同左</p>	<p>福祉部 家庭支援課 女性相談センター 子ども家庭センター 総務部 市町村課</p>	<p>11</p>

(1) 被害者の自立支援

＜施策の基本的方向＞ 5 施策推進のための連携体制の強化

推進方向		平成21年度事業実績	平成22年度事業実績	平成23年度事業概要	担当部・室(課) H23.4.1現在	計画 記載 頁	
(1) 関係機関による連携体制の整備	今後も引き続き、府の関係部局で構成する大阪府「女性に対する暴力」対策会議の開催や、府と政令指定都市、医師会や弁護士会などの関係団体や被害者支援団体から構成される「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク会議」(平成19年2月に設置)を活用し、関係機関、民間団体と緊密な連携を図りながら、施策をより効果的に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■女性に対する暴力対策会議の開催</li> <li>・交際相手からの暴力についての啓発リーフレットの作成について検討を行った。</li> <li>・開催状況 ⇒ H21:実務担当者会議 1回開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク会議の開催</li> <li>・「女性に対する暴力をなくす運動」期間における取り組みについて検討を行い、通天閣ライトアップイベント等を実施した。</li> <li>・開催状況 ⇒ H22:1回開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■女性に対する暴力対策会議の開催</li> <li>・取り組み状況調査の実施</li> <li>・DV基本計画改訂に当たっての意見聴取</li> <li>・開催状況 ⇒ 3回開催予定(実務担当者会議含む。)</li> <li>■大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援ネットワーク会議の開催</li> </ul>	府民文化部	男女参画・府民協働課	12
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■関係機関の取組</li> <li>○人権相談</li> <li>・人権侵害を受けまたは受けるおそれのある府民に対し、一人で悩むのではなく、解決のための手だてを本人が主体的に選択できるよう、市町村などの行政機関をはじめ、様々な関係機関と連携・協力を図りながら、人権相談窓口を開設し、同和問題をはじめ、DVやセクハラなどの女性問題、子ども・高齢者・障がい者などに関する相談業務を実施した。</li> <li>・人権相談に携わる人材の養成</li> <li>・人権相談事例の集約・分析及び情報提供</li> <li>・行政機関、公益法人、NPOの相談機関で構成する人権相談ネットワークの運営及び連絡会の開催(年1回)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■関係機関の取組</li> <li>○人権相談</li> <li>・同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■関係機関の取組</li> <li>○人権相談</li> <li>・同左</li> </ul>	府民文化部	人権室	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神保健福祉センターにおける相談診療</li> <li>大阪府こころの健康総合センター診療課においてDV被害者等の相談・診療を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神保健福祉センターにおける相談診療</li> <li>・同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○精神保健福祉センターにおける相談診療</li> <li>・同左</li> </ul>	健康医療部	こころの健康総合センター	
(2) 市町村基本計画の策定と市町村支援	府は、市町村に対し、配偶者暴力防止法に基づく市町村基本計画の策定が推進されるよう、府と市町村で組織する「大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議」や市町村のブロック会議の設置・運営を通じて、必要な助言や情報提供を行う。 また、被害者の支援が円滑に実施されるよう、会議の場などを通じて、府と市町村間や市町村相互の連携体制の構築に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議の運営</li> <li>・市町村に対し、府施策等についての情報提供を行った。</li> <li>・開催回数 ⇒ H21:1回</li> <li>■市町村配偶者からの暴力対策所管課ブロック会議の設置、運営</li> <li>・各子ども家庭センター毎(6ブロック)のブロック会議を設置し、市町村DV基本計画策定、相談体制等について情報交換を行った。</li> <li>⇒H21:各ブロックごとに1回開催(6ブロック)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市町村配偶者からの暴力対策所管課ブロック会議の設置、運営</li> <li>・同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■大阪府・市町村配偶者からの暴力対策所管課長会議の運営</li> <li>・市町村に対し、府施策等についての情報提供を行う。</li> <li>・開催回数 ⇒ 全体会議2回開催予定</li> <li>■市町村配偶者からの暴力対策所管課ブロック会議の設置、運営</li> <li>・各子ども家庭センター毎(6ブロック)のブロック会議を設置し、市町村DV基本計画改訂に当たっての課題、相談体制等について情報交換を行う。</li> <li>⇒各ブロックごとに1回開催(6ブロック)予定</li> </ul>	府民文化部	男女参画・府民協働課	12
(3) 被害者支援に係る施設等	府の施設等の利用者の苦情を誠実に受け止め、適切かつ迅速に対応し、必要に応じて業務改善に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一時保護機関の体制整備</li> <li>・一時保護施設等の利用者からアンケート等を実施し、意見を聴取した。</li> <li>・一時保護所に意見箱を置き、利用者の意見を聞き、対応、改善をした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一時保護機関の体制整備</li> <li>・同左</li> <li>・同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一時保護機関の体制整備</li> <li>・一時保護施設等の利用者からアンケート等を実施し、意見書聴取し、必要に応じ業務改善を図る。</li> <li>・一時保護所に意見箱を設置し、利用者の苦情等を受け止め、必要に応じ業務改善を図る。</li> </ul>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター	13
(4) 民間団体との連携	今後も、被害者の一時保護の適切な実施のため、民間団体への委託を行うとともに、被害者に対し必要に応じてカウンセリングを実施することや、地域で活動する相談担当者の知識や能力の向上のための研修の実施など、被害者支援の取組を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■民間シェルターへのカウンセラー派遣</li> <li>・被害者を支援・保護しているNPO団体等5施設へ女性カウンセラーを派遣し、心のケアを行った。</li> <li>・派遣回数 ⇒ H21:76回(相談者94人)</li> <li>■女性に対する暴力対策人材養成講座の開催【再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■民間シェルターへのカウンセラー派遣</li> <li>・同左</li> <li>・派遣回数 ⇒ H22:96回(相談者96人)</li> <li>■女性に対する暴力対策人材養成講座の開催【再掲】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■民間シェルターへのカウンセラー派遣</li> <li>・同左</li> <li>■女性に対する暴力対策人材養成講座の開催【再掲】</li> </ul>	府民文化部	男女参画・府民協働課	13
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■配偶者からの暴力の被害者の一時保護委託事業の実施</li> <li>・一時保護利用者が、安心して避難できるよう、社会福祉施設及び民間シェルターなどと、委託契約を結んだ。</li> <li>・一時保護委託先(H22年3月現在)</li> <li>・DV被害者:社会福祉施設及び民間シェルターなど14か所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■配偶者からの暴力の被害者の一時保護委託事業の実施</li> <li>・一時保護利用者が、安心して避難できるよう、社会福祉施設及び民間シェルターなどと、委託契約を結んだ。</li> <li>また、一時保護委託先として新たに社会福祉施設2か所を追加した。</li> <li>・一時保護委託先(H23年3月現在)</li> <li>・DV被害者:社会福祉施設及び民間シェルターなど15か所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■配偶者からの暴力の被害者の一時保護委託事業の実施</li> <li>・一時保護利用者が、安心して避難できるよう、社会福祉施設及び民間シェルターなどと、委託契約を結ぶ。</li> </ul>	福祉部	家庭支援課 女性相談センター	
(5) 調査研究の推進等	加害者を対象とした更生のための施策等配偶者からの暴力の防止に向けた取組については、国の調査研究の推進状況を踏まえながら、情報収集に努めるなど、調査研究を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■調査研究</li> <li>・国の調査研究の推進状況を踏まえながら、情報収集に努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■調査研究</li> <li>・同左</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■調査研究</li> <li>・加害者を対象とした更生のための施策等配偶者からの暴力の防止に向けた取組については、「男性電話相談」を実施し、男性相談体制のマニュアル、相談員育成プログラムを作成する。</li> </ul>	府民文化部	男女参画・府民協働課	13